○農林水産省告示第六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市花輪字牛沢一の五（次の図に示す部分に限る。）、一の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字牛沢一の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－405号	表面仕上材（表面床張り材）	カーペット　アキスミンスター728	Brintons Limited	PO Box 16, Exchange street, Kidderminster, Worcestershire,DY10LAG,United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
第Ｆ－406号	〃	カーペット　アキスミンスター1028	〃	〃

○国土交通省告示第四百三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－394号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	Ｕ／Ｄシップレベラー	宇部興産株式会社	山口県宇部市大字小串1978番地の96

○国土交通省告示第四百四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年四月六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4780号	船外機（小型船舶用）	６ＳＯ	ヤマハ発動機株式会社	①　クランクシャフトの変更 ②　ピストンピン内径及び材質の変更
第4779号	〃	６Ｄ７	〃	ピストンピン内径及び材質の変更
第4680号	〃	61Ｐ	〃	〃
第4407号	〃	68Ｖ	〃	〃

○国土交通省告示第四百五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年四月七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4692号	船外機（小型船舶用）	ＢＡＲＪ	本田技研工業株式会社	ＥＣＵの変更
第4693号	〃	ＢＡＮＪ	〃	〃

○防衛省告示第八十号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十二年四月十九日

防衛大臣　北澤　俊美

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＴＧ	五八四	なつしお	平成二十二年三月二十五日

○東北地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月十九日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第六十九号仙塩広域都市計画都市高速鉄道事業三号東日本旅客鉄道株式会社仙石線

三　事業施行期間　自平成十六年六月三十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡南部町福士字平二〇七一番一から同町中野字上川原二二二二番二地先まで	前	最大 一六九・七二メートル 最小 八・六一四キロメートル
		後	最大 一八八・九一 最小 八・六一四
	山梨県南巨摩郡身延町大島字湯別当五二五四番一地先から同町下田原字日向一五四〇番三まで	前	最大 二五九・六〇 最小 一七・一〇〇
		後	最大 二〇五・七一 最小 一七・一〇〇

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所